

◆ 芸術の秋、市民による絵画や写真などの作品に会いに行きませんか

第10回市展「いが」

【問い合わせ】文化交流課

☎ 22-9621 FAX 22-9628

第10回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）を開催します。

【とき】

10月22日(水)～26日(日) 午前10時～午後7時
※26日(日)は午後4時まで（入場は閉会時間の30分前まで）

【ところ】ハイトピア伊賀 5階

【展示作品】

「絵画」「彫塑工芸」「写真」「書道」の4部門の作品

【作品講評会】審査員が展示作品の解説をします。

10月26日(日) 午後3時～4時

《作品の受付・搬入》

【とき】10月15日(水) 正午～午後8時

【ところ】ハイトピア伊賀 5階

※出品者資格、出品規定などは、募集要項や市ホームページなどでご確認ください。募集要項は、本庁受付のほか、文化交流課（上野ふれあいプラザ）、各支所振興課、各公民館にあります。

《公開審査会》

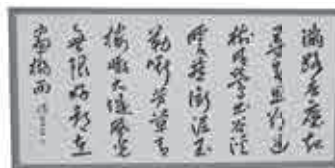
【とき】10月16日(木) 午後1時～

【ところ】ハイトピア伊賀 5階

※ハイトピア伊賀の駐車場は有料です。

※上野天神祭の期間中（10月23日(木)～25日(土)）は交通規制がありますのでご注意ください。

▼昨年の市長賞作品



国民年金のはなし

■ ご存じですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどで、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります。）

また、海外に在住し日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。詳しくはお問い合わせください。

■ 1日伊賀年金事務所を開設します

日本年金機構では、皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくため11月を「ねんきん月間」として定め、伊賀市に

1日年金事務所を開設します。

1日年金事務所では、年金受給・国民年金保険料納付・厚生年金保険や健康保険の加入のご相談など、年金制度に関するご相談をお受けします。ぜひお気軽にご利用ください。

【とき】11月5日(水) 午前10時～午後3時

【ところ】

○国民年金保険料納付のご相談、厚生年金保険や健康保険の加入のご相談など

…ゆめぼりすセンター 1階会議室1、2階東会議室1・2

○年金受給のご相談

…ハイトピア伊賀 3階ホール（毎月定例開催の出張年金相談）

※毎月第1水曜日、第3金曜日にハイトピア伊賀で出張年金相談を行っています。

【問い合わせ】

保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

各支所住民福祉課

津年金事務所 ☎ 059-228-9188

